

参考様式第2号（第8条関係）

会議概要報告

1. 会議の名称	令和元年度 第1回潟上市子どもの貧困対策協議会
2. 開催日時・場所	令和2年2月12日（水） 13時30分 ～ 15時10分 潟上市役所 4階 第2会議室
3. 委員等の人数	17 人
4. 出席委員等の人数	14 人
5. 議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 委員長の互選 6 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもの貧困対策整備計画について ② 子どもの貧困を取り巻く状況について (2) 子どもの貧困対策整備計画の進捗評価について 7 意見交換 8 その他 9 閉 会
6. 傍聴者の数	なし
7. 会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・潟上市子どもの貧困対策協議会委員名簿 ・子どもの貧困対策協議会要綱 ・資料1 潟上市子どもの貧困対策整備計画__個別事業評価シート・追加事業評価シート（H30年度分） ・資料2 潟上市子どもの貧困対策整備計画__計画の目標値と推進状況シート（H30年度分） ・資料3 潟上市子どもの貧困対策整備計画【概要版】 ・資料4 潟上市における子どもの貧困を取り巻く状況 ・参考資料 潟上市子どもの貧困対策整備計画（平成29年3月）

8. 会議の概要

議題1：委員長には羽城中学校校長館岡江里委員を互選により選出。

議題2：次第6（1）「子どもの貧困対策整備計画」及び「子どもの貧困を取り巻く状況」について
※説明・質疑（なし）

議題3：次第6（2）子どもの貧困対策整備計画の進捗評価」について
※説明・質疑

質問放課後子ども教室推進事業が平成30年度で事業終了となっているが、詳細について知りたい。

回答放課後子ども教室推進事業は、平成29年度まで昭和公民館で放課後における児童の健全育成事業を行っており、実施主体が公民館や中央児童館ということで児童館事業として行っていました。児童クラブも利用している児童がほとんどであり、事業の方向性や内容等が重複していること、参加児童が減少していたことなどから、平成29年度で事業終了となり、平成30年度以降は事業を実施していないようです。

質問子どもの学習支援事業についてですが、指導を行っているのは主に地元の大学生なのか。

回答NPO法人の南秋教育会館に委託し、聚恵苑・南秋教育会館・昭和公民館の3会場で実施しております。退職された元教師が中心となり実施しており、手が回らない部分を大学生から協力を得ていますが、大学生の確保が難しく苦慮しています。

質問指導を行う大学生が確保できなければ、事業の継続が困難になるのではないか。

回答事業が継続できるよう、大学生の確保に努めて参ります。子どもの学習支援事業に参加した要保護・準要保護世帯の児童が100パーセント高校進学を果たしてい

ます。高校在学中の支援も行っており、参加した児童は高校中退をせずに卒業できる見込みです。今後も事業を継続していく方向です。

質問 高校生通学費助成金についてですが、全員なのか、申請者のみなのか。

回答 定期券の助成なので、実際に定期券を購入した方へ一部助成しています。自転車や徒歩による通学の場合は対象になりません。使用した定期など証明するものを添えて申請していただき、その購入費用の一部を助成するものです。

質問 子どもの学習支援事業についてですが、天王公民館で行っている寺子屋てんのうや、秋田市では企業に勤めていて教員免許を持っている方が、業務終了後や休日に学習指導を行っているケースがある。そういった企業に声かけをするのはどうか。

回答 企業への働きかけは検討していない。NPO 法人の南秋教育会館に協力していただける先生達も市内だけでは不足しているため、秋田市から来ていただいている。国からの補助金を受けて行っている事業なので、南秋教育会館を主体に考えています。

質問 生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援についてですが、資料に掲載している人数は就労した人数ではなく、相談を受けた人数ということで良いか。

回答 就労支援を受けた人数になります。

質問 母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額はいくらか。

回答 貸付の種別によって限度額が異なっている。例えば、就学支度資金については、国公立の高校で自宅通学の

	<p>場合は 15 万円が限度額となる。修学資金は、学校で修学するために必要な資金の貸付となります。</p> <p>質問母子父子寡婦福祉資金の償還状況はどうか。</p> <p>回答貸付の実施は県が行っているが、申請窓口は市となっている。母子父子自立支援相談員が生活状況等を聞きながら、償還の見込みも含めて相談を受けているが、償還率は 100 パーセントではない。</p>
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より報告 <p>子どもの貧困対策整備計画の中間評価を令和 2 年度に行う。令和 3 年度から、次期計画策定に向け当協議会委員及び各関係機関と連携していく方針である。</p>